平成28・29年度

人権啓発シリーズ集

～心呼吸～

公益財団法人
高知県人権啓発センター

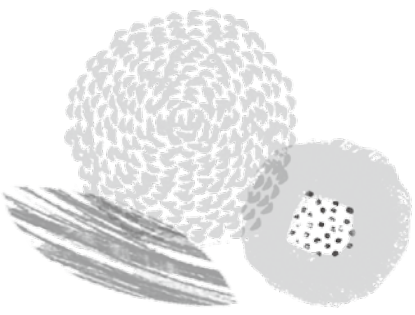
はじめに

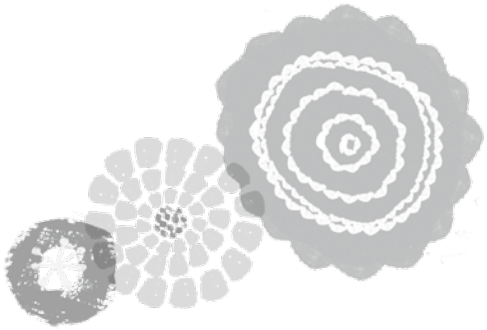
この冊子は、平成28年度から平成29年度にかけて高知新聞に掲載された人権啓発シリーズ14回分を中心に、季刊誌「こころるんだより」に掲載した記事や講演会の記録をとりまとめたものです。

さまざまな人権問題の解決を図るための啓発資料として、ぜひ、多くのみなさまに活用していただきたいと願っております。

平成30年７月

公益財団法人　高知県人権啓発センター
理事長　西 尾 健 一





目　次

同和問題（平成28年６月22日掲載）
筑豊「川筋気質」継承を　安蘇　龍生 …… 4

インターネットによる人権侵害（平成28年７月27日掲載）
子どもに迫るネットの闇　石川　結貴 …… 6

災害と人権（平成28年８月27日掲載）
災害にも強いまちづくり　山崎　水紀夫 …… 8

高齢者の人権（平成28年９月23日掲載）
認知症介護　家族の視点を　佐藤　政子 …… 10

犯罪被害者等の人権（平成28年10月16日掲載）
被害者に寄り添う　近藤　御風 …… 12

外国人の人権（平成28年11月29日掲載）
好奇心と寛容をもって　ピーター・フランクル …… 14

ハンセン病元患者等の人権（平成28年12月27日掲載）
宇宙が欲したから、ここにいる　ドリアン助川 …… 16

（平成29年６月17日掲載）
バリアバリューという発想　垣内　俊哉 …… 18

（平成29年７月12日掲載）
人の世と熱と光を求めて　奥田　　均 …… 20

（平成29年８月21日掲載）
社会の常識、ネットの常識　佐藤　佳弘 …… 22

（平成29年９月24日掲載）
台所は人生を変える　三谷　英子 …… 24

（平成29年10月17日掲載）
隣にいるLGBTと共に　山下　敏雅 …… 26

（平成29年11月14日掲載）
「隣る人」になれますか？　稲塚　由美子 …… 28

（平成29年12月27日掲載）
もうセクハラなくそうよ　三木　啓子 …… 30

相手から学び自分も変わる …… 32

すべての人の人権が尊重される社会を目指して …… 34

一人ひとりの尊厳が守られる地域へ　～権利擁護センターの取り組み～ …… 36

HIV感染者等の人権問題について …… 38

平成29年度 第１回人権啓発研修ハートフルセミナー講演録
なぜ私が？～一生消えないネットの書き込み～ …… 40

※執筆者のプロフィールにつきましては、掲載当時のまま記載しています。

同和問題（平成28年６月22日掲載）

筑豊「川筋気質」継承を



安蘇　龍生（あそ・たつお）

田川市石炭・歴史博物館館長。福岡県生まれ。

同県の高校で教壇に立つ傍ら、郷土史を研究。2006年から現職。炭坑の風景を記録にとどめたいとの思いから、地元大学と連携し、山本作兵衛炭坑記録画の世界記憶遺産への登録に尽力した。

■土地の語源

石炭は種類にもよりますが、燃やすと、もくもくと黒灰色の煙りが出て、硫黄分のにおいが強くします。

福岡県東中部の筑豊は、年産で日本の石炭の半分を掘り出し、国内外に供給していた主要産炭地でした。「筑豊」は「筑前国」「豊前国」の一字ずつを取って出来た造語です。

明治20年代後半に鉄道が敷設されるまで、洞海湾を含む遠賀川水系とその上流地域は、諸産物を川船で搬出していました。石炭は下流の芦屋と若松に集められ、船便で各地に運ばれました。その若松で明治18年暮れ、石炭業組合の看板に初めて「筑豊」が使われました。

幕藩時代、福岡藩と小倉藩の領域にまたがる筑豊の石炭採掘は主要な産業とは見なされず、領内の百姓身分の人々や被差別部落の人々も、自家燃料以外、利益をあげる石炭採掘は原則認められませんでした。主として、他領から逃げて来たような無籍の人々に認められ、その管理監督に村の有力者が就いたのです。

この時代は、偶然に知られた蒸し焼きにより煙りとにおいを減少させて都市の燃料として販売する「石殻」のほか、赤穂以西の製塩の仕上げの燃料として重宝されました。さらにペリー来航を機に、長崎などの寄港地に石炭を備蓄しておかねばならなくなりました。

■集住した労働者

明治になり、国や県が石炭の産出を奨励するようになり、業者の組合が生まれ、経営者と多くの従業者が筑豊に集まります。

採掘には落盤や出水事故、火災・爆発など危険が伴います。手元にある明治32年から86年間の統計によると、この間に事故即死者は４万8067人も出ました。当時は危険に加え、きつく、汚い仕事とみなされていたのです。

坑内から無事地上に生還した人々は、目と口の周り以外、炭塵で真っ黒になっていました。農業労働などと比べて賃金は高く、他地域から生活難の人々が筑豊の炭坑にきていましたが、付近の農民たちは彼らを「炭坑者」とか「炭坑太郎」とか蔑称で呼び、敬遠していました。

政府の「平成５年度同和地区実態把握等調査の概要」では、福岡県の同和地区の約半数は旧産炭地筑豊に集中しています。

これは、各炭鉱会社が社宅と呼ばれる住居や独身寮を整備する時まで、同和地区が他地域からの渡来者の受け入れ場所となり、また住民自らが炭坑労働に深くかかわっていった歴史があるからです。

■独特の風土

筑豊では、「川筋気質」と呼ばれる独特の炭坑風土が形成されました。

・自立性と独立意識が強い

・先進性、進取、開拓の精神が強い

・忍耐、自己犠牲、奉仕の精神が強い

これらは「独自の秩序維持から派生した腕力による支配や暴力的統制、直情的実行力」「農村の排他性との融合と炭坑側の気遣い」「農村側の受益容認と排除意識の継承」「各地から生活、習慣、文化を持ち込む混合文化の進展」などを背景とし、先進性と急激な地域変動などが進展して独特の社会風土が形成されたのです。

筑豊から炭坑がなくなって、50年余になります。旧産炭地に展開された人々の生活、誇りと命をかけた社会史を正しく受け継ぎ、次世代に引き継ぐ必要を強く感じる昨今です。

インターネットによる人権侵害（平成28年７月27日掲載）

子どもに迫るネットの闇



石川　結貴（いしかわ・ゆうき）

ジャーナリスト。家事、育児の傍ら執筆活動を始め、各地で多くの母親や子どもたちを取材。児童虐待や青少年のインターネット利用の問題などに詳しい。『心の強い子どもを育てる～ネット時代の親子関係』など著書多数。千葉市在住。

■巧妙な仕掛け

インターネットやスマホ（スマートフォン）の普及は、子どもたちの生活にさまざまな影響を与えている。たとえばスマホゲームなら、高価なゲーム機やソフトは要らず、豊富な種類を「無料」で楽しめる。

一方で、その背景には巧妙な仕組みや仕掛けがある。そもそもなぜ無料なのかと言えば、ひとつにはスポンサー企業の広告費によって提供されているからだ。民放のテレビ番組と同様の仕組みである。

もうひとつ、スマホゲームには、「課金」というシステムがある。ゲームを進行していくと、特別なアイテム（ゲームで使用する道具）などが必要な場面が出てくるが、その際、有料の方法が選択できる。一部の利用者がお金を払い、それもゲーム会社の収入源となる。

こうした仕組みを成立させるためには、広告を見る人や、有料の方法を選択する人を増やさなくてはならない。ゲーム会社はさまざまな工夫で利用者を獲得し、「やめさせない」仕掛けを作る。たとえば、決められた時間内にゲームをするとたくさんのポイントがもらえるタイムセールのような方法。大人の生活に置き換えれば、近所のスーパーで「午前中だけ牛肉半額」と広告されるのと同じだ。

広告を見た消費者は、決められた時間内に買い物をしないと損をするような気持ちになる。

いざ買い物に行ったら、半額の牛肉だけでなく、ほかの商品もあれこれ買ってしまう。スーパーが消費者の心理を利用して販売戦略を練るように、ゲーム会社も綿密なビジネス戦略を立て利用者を煽(あお)る。

特別プレゼントや当たりクジ、限定キャンペーンなど、次から次へと刺激的な仕掛けが用意されている。予想外の展開に興奮し、「もっとやりたい」とのめり込む子どもも少なくない。結果的にスマホ利用が長時間化し、心身の健康を損ねる場合もある。

■無関心、孤立・・・

特に、大人の目が届かない子どもは影響を受けやすい。親の無関心、周囲からの孤立、貧困や虐待など生活上の問題を抱える子どもは、居場所や心の拠(よ)り所を欲している。そういう心理につけ込むような仕掛けは、ゲームに限らずインターネット上に多数ある。

地方在住のある女子高生は、幼いころから虐待を受けるなど複雑な家庭環境で育っていた。早く自立したくてアルバイトを探したが、地元にはいい仕事がない。そんなとき、インターネットで好条件のアルバイトを見つける。「ネットモデルのお仕事。高時給。誰でも簡単、安心して働けます」、そんな言葉に誘われて応募、すぐに採用された。

「ネットモデル」の仕事とは、インターネットを介して、テレビ電話のようにお互いの顔を見ながら会話するものだった。相手は男性、しかも自分は下着姿になるという条件だ。内情を知った彼女は「やめたい」と業者に連絡したが、応募時に伝えた個人情報や家庭の事情を「インターネットでバラまくぞ」と脅された。

女子高生の未熟さはあるにせよ、相談できる人や支えてくれる大人がいない子どもたちが「危うさ」に取り込まれていく。インターネットの負の側面をどう考えるか、問われているのは私たち大人の側だと思う。

災害と人権（平成28年８月27日掲載）

災害にも強いまちづくり



山崎　水紀夫（やまさき・みきお）

ＮＰＯ高知市民会議理事。「'98高知豪雨」を契機に災害時の支援活動を始め、多くの現場経験を通して得たノウハウや教訓を広く市民に普及させている。土佐市出身。52歳。

■支援受ける側の力量

日本は「災害列島」と形容される。毎年どこかで水害が発生し、南海トラフ地震の懸念と同時に地震活動期に入ったと言われる。私の災害との関わりは平成10年「'98高知豪雨」の災害ボランティアセンター代表からである。以降、被災地支援は16の災害を数える。東日本大震災では発災１週間後に岩手県大槌町へ、熊本地震では本震の翌日から益城（ましき）町や西原村などで支援活動をしてきた。

被災地支援で痛感するのは、災害と人権問題は切り離せない、ということだ。命をつなぐ避難所運営の評価は、避難者が抱える多様な課題に配慮できたかどうかで決まると言っても過言ではない。「困っているのはみんな一緒だからわがままを言うな。我慢しろ。」という一律型の避難所の一方で、障害者・高齢者だけでなく女性や子どもなど、多様な視点で運営する避難所もある。後者が掃除も行き届き、雰囲気もいいというのが実感である。

だが、現実は「言うは易（やす）く行うは難し」である。避難スペースは早く来た人からいい場所を確保していく。要配慮者に譲ってほしいと言っても簡単には譲ってくれない。災害時、公平の原則が機能しない中、足りない物資を誰を優先して配るかも大きな課題だ。避難者500人に対して毛布が50枚しかない。高齢者優先などさまざまな配布方法があるが、人数分そろうまでは配らない、という判断が多く行われる。結果、物資がそろった時には必要なくなっていたという

冗談のようなことがよく起こる。近年、受援力という言葉が使われるが、支援側以上に援助を受ける側の力量が問われている。

■「万能」でない共同体

高齢者・障害者など災害時に支援が必要な人を災害時要配慮者と言うが、被災地支援の経験では、軽度の知的障害者が最も支援から取り残される。避難所の環境に適応できずパニックを起こしたり、奇声を発したりすると、「周りの迷惑だ。我慢できないなら出て行ってくれ」と言われ、壊れた自宅や車の中での寝泊まりを強いられる知的障害者とその家族が多くいる。最近の熊本地震でも同様のケースを目の当たりにした。特に軽度の知的障害者は一見しても分からず、日常から「変わり者、迷惑者」扱いされ、福祉の谷間にあると言われる。

ある水害では「ゴミ屋敷」の住人の家が放置され、ぬれた畳で寝ている状況だったので、支援を入れようとすると、地区長の返事は「あそこは放っておいていい」だった。場所は地域のつながりが強いと言われる中山間地域である。絆の強い地域は時として、知的障害への偏見が残り、「村八分」という言葉が示すように助け合いの輪から排除されやすい側面も持つ。コミュニティーは重要だが、万能ではない。被災者支援には地域コミュニティー＋専門家（多様な視点）の連携が不可欠となってきている。

東日本大震災では震災関連死（※）が３千人を超えたように、地震の揺れ、津波、火災から逃れた後も命の問題は続く。災害後に命を繋（つな）いでいくためには、日常から個々の抱える多様な課題に目を向け配慮することが、誰もが安心して暮らせる「災害にも強いまち」になるのではないだろうか。

（※）震災関連死：避難後の体調悪化や過労、自殺などによる「死」のうち、災害との因果関係が認められるもの。

高齢者の人権（平成28年９月23日掲載）

認知症介護　家族の視点を



佐藤　政子（さとう・まさこ）

認知症と家族の会高知県支部世話人代表。1992年に「認知症の人と家族の会」に入会し、2004年から同会高知県支部の世話人代表。特定非営利活動法人を設立し、デイサービス２ヶ所も運営している。福祉関係の公職も多い。高知市在住。

■縮小されるサービス

「父は、夜中が来ると起き上がり、家に帰ると言い、出て行こうとします。止めようとするとむきになり、大騒ぎになります。どこの医師に診てもらえばいいですか」。そんな相談がよくあります。

公益社団法人「認知症の人と家族の会（以下、家族の会）」の高知県支部が７年前から県の委託事業として実施しているのがコールセンター電話相談で、年間400件程度の相談を受けています。

病院を探すために必ずお聞きするのが、介護保険の利用。認知症は家族だけでみることは困難だからです。ところが驚くことに、相談者の半分が介護保険を利用していません。

７月21日、高知新聞に載った「介護サービス縮小検討」という記事を読みました。つい半年ほど前に要支援１、要支援２が介護保険からはずれ、今年10月から総合事業に移されることになったばかりなのに、今度は要介護１、要介護２を介護保険から総合事業に移そうとしているという記事でした。

翌日、「家族の会」の本部から、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の詳しい内容がメールで送られてきました。そのなかには、新聞記事にはなかった内容も記載されていました。記事には要介護１、要介護２の生活援助と福祉用具を自己負担でと書かれていましたが、

全サービスが対象で、デイサービスも総合事業に移行するというものでした。

この全サービスの総合事業への移行については、2015年11月の財政制度審議会においても、16年末までに結論を出し、17年の通常国会に法案を提出する方針が出されていました。高額介護サービス費についても、高額療養費と同水準までの限度額引き上げを16年末までに結論を出すという方針も出され、介護費用についても要介護１、要介護２の65歳から75歳未満までを２割自己負担に、75歳以上も早期に具体化する考えが示されていました。

私たち家族は制度の変化を知らされていないことが多く、結果だけを知らされて従うしかないのです。要介護１、要介護２が介護保険から消えようとしています。

■公的保険なければ・・・

脳梗塞の実父は２年間、病院でお世話になり、実母は18年間在宅で介護しました。介護保険は母が亡くなった翌年成立したのです。

しゅうとは、介護保険を利用することによって６年間在宅介護できました。実母を介護した家族だけの介護はどれほど苦しかったか。介護保険のない介護は家族に厳しい負担がのしかかってくるのです。実父は２年間の入院でしたが、月に35万円の費用が必要でした。母は在宅で介護するしかありませんでした。二度と私の父母を介護した時代に戻ってはならないのです。

高知県の人口は1960年以降、減少傾向にありますが、高齢者の数は年々増えています。2014年現在、高齢化率は32.2％と全国平均の26.0％を大きく上回り、秋田県に次いで全国２位です。重度化した認知症の人の受け皿である療養病床の介護療養病床は18年で廃止が予定されています。

人口比で全国１位のベッド数を持つ高知県において、そのベッドがことに高知市に集中している現状を考えると、不安でたまりません。認知症の人が、その家族が一人たりとも泣くことのないようにと思います。

社会の制度が弱体化しないよう、家族の痛みや悲しみ、不安を社会全体で受け止めてもらいたいと心から願っています。

犯罪被害者等の人権（平成28年10月16日掲載）

被害者に寄り添う



近藤　御風（こんどう・みかぜ）

2015年から、こうち被害者支援センター理事長。

高岡郡佐川町出身。日大文理学部を卒業後、山梨県内の精神科病院に勤務。

1973年に法務省に入り、東京や徳島の少年鑑別所で心理技官を務める。清和病院理事、高知臨床心理協会会長、高知大学医学部（神経精神科学教室）非常勤講師。

法務省矯正局の心理技官を1985年（昭和60）年に退職し、高知に帰郷してまもなくの頃、土佐中学校の同窓生で精神科医の山本裕水さんから、彼が日本医大の講師時代に「精神鑑定」に関わったある男性の話を聞いた。

■孤立無援

男性は、一人息子を交通事故で失った。しかし、１年後の命日になっても、加害者本人からは一言の謝罪もない。墓参もしない。保険会社や代理人任せにしていた。男性はそんな加害者の無反省な態度に怒りと憤りを募らせ、加害者を殺害した―と。被害者遺族でありながら、殺人事件の加害者となってしまったその男性の鑑定に、山本さんは当たっていたという。

息子を亡くして悲嘆にくれる男性に、公的な援助や支援はなかった。孤立無援の状態だった。「父親の心情には察して余りあるものがある」。そんな山本さんの話に共感し、被害者遺族の実情に心が冷えた。この事件後、当時の検事総長だった伊藤栄樹氏は、日本経済新聞に「被害者はまた加害者足りうる」というコラムを載せたという。

非行や犯罪の心理臨床の現場にいながら、私は被害者の心情をほとんど顧（かえり）みることなく過ごしてきた。検察トップが被害者の窮状に警鐘を鳴らしたことに大いに驚き、そして、見過ごしてきた被害者や遺族の精神的な窮状は重大な社会問題だと認識した。

強いストレス体験で深く傷ついた人の心理支援に私が初めて関わったのは、1995年。この年の１月に起きた阪神淡路大震災で、高知医科大学の神経精神科チームが淡路島で行った被災者支援活動に参加した。

ほかの精神科のチームは、患者の発見や入院など急性期の精神科医療が活動の中心だった。しかし、高知医科大のチームは、慶応大学の小此木啓吾先生を招いて心的外傷後ストレス障害（PTSD）講義を受けた上、WHOの災害支援マニュアルや米国の最新の被害者支援の資料を取り寄せるなど、準備に１ヵ月をかけていた。そして、現地では投薬などの医療行為はせず、心理支援を中心に活動していた。

支援対象は避難所の被災者だけでなく、ボランティアのメンタルヘルス、町民全体の健康調査，小学校児童への災害の影響を描画作品を通して養護教諭と検討するなど、幅広い活動となった。

■支援員たちの力

1998年９月の高知豪雨の際、高知医大病院は、総合診療部に「心のケア」外来を開設した。いろいろなストレスを抱える豪雨被災者に対応するためだった。この頃、私は同大の非常勤講師になっていて、外来スタッフに加わった。

ただ、被災者の来院はほとんどなかった。むしろ、当時、私が県警本部長から「被害少年のカウンセラー」に委嘱されていたこともあって、「心のケア」外来は、性暴力被害者やＤＶ被害者らの心理支援をする場となっていった。

2001年２月、ハワイ沖で愛媛県の宇和島水産高校の練習船が米軍の原子力潜水艦に衝突され沈没した時には、宇和島保健所から支援依頼を受け、ボランティアによる支援チーム（35人）づくりなどにも携わった。

そうした活動の中で私が感じるのは、「被害者支援」は決して弁護士や心理士などの専門家が中心になるのでなく、ボランティア支援員ら、より身近な人たちが中心となった方がいいということだ。支援員らの受容的な態度や寄り添いは、被害者に安心と心の平穏をもたらす。それは多くの事例で明らかだ。

こうち被害者支援センターは設立10年を迎える。被害者や遺族の人権を守り、勇気を与える活動にご支援、ご参加をお願いします。

外国人の人権（平成28年11月29日掲載）

好奇心と寛容をもって



ピーター・フランクル（Peter・Frankl）

数学者・大道芸人。1953年ハンガリー生まれ。71年国際数学オリンピック金メダル受賞。77年博士号取得。79年フランスに亡命。88年から日本在住。ハンガリー学士院メンバー。算数オリンピック専務理事。日本ジャグリング協会名誉理事。12ヵ国語を操る才能を活かし100ヵ国以上を訪問。人生を楽しくするコツなどを伝える講演活動に力を入れる。著書に『ピーター流生き方のすすめ』（岩波ジュニア新書）、『超数脳トレーニング』（ＷＡＶＥ出版）など。

■楽しい思い出

７月に講演会で高知へ招かれた。ゆっくり帯屋町の商店街を歩いていると、以前土佐の地を訪れた旅の思い出が次から次へと蘇ってきた。

1993年、NHKで毎月放送されていた『ピーターフランクルの日本再発見』の取材で、足摺岬でカツオ釣りをしている大ベテランの家と船にお邪魔した。スタッフが早めに現地入りしたので、僕は一人で高知発の最終列車に乗って土佐中村へ向かっていた。

２時間の長い旅で、70代の男性に声を掛けられてうれしかった。僕のことを全く知らず、ガラガラの列車で外は真っ暗で、外国人が一人で何しにやって来たのか純粋に興味をもってくれた。土佐のことはもちろん、泊まる場所もわからないと判明すると、とても親切に「娘と２人で一軒家に住んでいるのでぜひそこに泊まってよ」「明日は足摺岬を車で案内してあげるよ」と、高知県民として自分にできるおもてなしを快く提案してくれた。 翌日の取材があって断らざるを得なかったことは申し訳なかった。

それから何回も高知に行ったが、外国人として嫌な思いをしたことは一度もない。それどころか、毎回すごく親切にされた。カツオのたたきをごちそうになったり、魚がよく釣れるポイントや潮水の温泉を案内してもらったり、言ってみれば高知では外国人として得ばかりしてきた。

■今の国籍法でいい？

ここまで読むと、日本には外国人に対する偏見や差別は全くないと思われるかもしれないが、残念ながらそうでもない。人種的に日本人に近い東南アジアや中国、韓国や北朝鮮の人々に対する軽蔑は改めるべきだと思う。

最近の報道によると、大阪を観光で訪れた韓国人が殴られたり、別の人はひどくいじめられたりしたらしい。

人口減少などの理由で続いている個人消費の低迷に悩む日本経済において、外国人観光客の増加はドル箱になっている。政府は東京オリンピックまでにこの数をさらに倍増させようと考えている。

領土問題などの理由で、皆さんの中国や韓国政府に対する気持ちは晴れないだろう。しかし来日する人を別の目で見てほしい。彼らは日本に憧れている。日本が好きだから、欧米などではなくこの国へやって来る。買い物もするけれど、京都や日光などの観光名所もしっかり訪れている。彼らを敵視や蔑視するのは間違いである。

在日韓国人・朝鮮人のことにも触れたい。彼らの圧倒的多数は日本に生まれ育った。欧米なら自動的に市民権を授与されている。古代ローマでは在ローマ３世に市民権を与えた。３世にも４世にも面倒くさい手続きをしない限り国籍を授与していない日本、国籍法の改善をすべきではないだろうか？

人を拉致した北朝鮮はひどい国家である。しかし日本生まれの若い在日はそれに関して何の責任もない。

僕はユダヤ人であるが、イスラエルには住んだことがない。30年前に両親を連れて10日間だけ旅したことがある。シリアやヨルダンなどのアラブ諸国に滞在した回数や日数の方が長い。そんな僕にパレスチナ人のイスラエル政府による扱いに対する責任はあるのだろうか？やはり在日韓国人・朝鮮人に対するヘイトスピーチを絶対にやめてほしい。

他人に対する差別や偏見などの汚い気持ちは自分をも汚してしまう。好奇心と寛容をもって他人と接すればもっと心豊かに生きられる。

ハンセン病元患者等の人権（平成28年12月27日掲載）

宇宙が欲したから、ここにいる



ドリアン助川（どりあん・すけがわ）

作家、朗読家。1962年東京生まれ。早稲田大学第一文学部卒。放送作家を経て90年、バンド「叫ぶ詩人の会」を結成。95年から2000年までラジオ深夜放送のパーソナリティーとして若者の苦悩を受け止める。バンド解散後、ニューヨークに３年滞在。帰国後、明川哲也の第二筆名も交え、本格的に執筆を始める。小説『あん』は河瀬直美監督によって映画化され、15年カンヌ国際映画祭で上映。近著に『あなたという国』（新潮社）など。

ハンセン病療養所で生涯を送った徳江さんは、ある夜、月を眺めていて、こんな言葉を聞いたような気持ちになります。

「お前に、見て欲しかったんだよ。だから光っていたんだよ」

その瞬間、こう気付くのです。

『私がいなければこの満月はなかった。木々もなかった。風もなかった。私という視点が失われてしまえば、私が見ているあらゆるものは消えてしまう。いや、私だけではなく、もし人間がいなかったらどうだったか。人間だけではなく、およそものを感じることができるあらゆる命がなかったらどうだったか。無限にも等しいこの世は消えてしまうことになる』

そして、こう思います。

『私たちはこの世を観るために、聞くために生まれてきた。この世はそれを望んでいた』

徳江さんはこのことを、人生最後の手紙にしたためます。生きることに苦しむある男に伝えるために。

「ハンセン病におかされた者だけではなく、きっと誰もが、自分には生きる意味があるのだろうかと考える時があるかと思います。その答えですが・・・生きる意味はあるのだと、私には今はっきりわかります」

小説『あん』の１シーンです。私はこの物語を2013年に上梓（じょうし）しました。以来版を重ね、ラジ

オドラマにもなりました。映画化もされ、世界45カ国で上映されました。小説そのものもフランス語やドイツ語などに訳され、多くの国で読まれています。それはきっと、普遍的な意味で「生きること」について踏み込んだからだと思います。

この物語を書くきっかけは、ラジオの深夜放送のパーソナリティーをやっていた頃、ふと耳にした言葉でした。若者たちがなんでも言える自由な番組です。そこで「人生に意味はあるのだろうか」と問いかけた時、こんな言葉が返ってきたのです。「人の役に立つ生き方がしたい」「社会の役に立たないと生きている意味がない」

立派な言葉です。誰も否定はしないでしょう。でも、私にはひっかかるものがありました。その頃、『らい予防法』が廃止されるに伴い、病気が治っているのに生涯療養所から出られなかった元ハンセン病患者さんたちの人生がさかんに報道されていました。この皆さんに対し、一般的な感覚での「社会の役に立つ、立たない」を人生の価値判断とするのは誤りであるように思いました。そこで、もっと別の角度で、生きることについて問いかける物語を書いてみようと誓ったのです。

小説を読んでくれたり、映画を観てくれた若者たちに向け、私はよくこう語ります。

「宇宙の始まりをビッグバンというけれど、本当のビッグバンは君が生まれた時なんだよ。君が生まれた時、君が意識するこの世もいっしょに生まれた。宇宙は君が欲しかった。この世があることを、その鮮やかさを君に感じてもらいたかったんだ。その意味では、どんな人間も等しく宇宙とつながっている。どんなにみじめに見える人も、お金のない人もある人も、重い障碍（しょうがい）があって起き上がれない人も、みな等しい存在なんだよ」

部落差別や人種差別など、さまざまなケースで人権について語って欲しいとよく頼まれます。でも、私にはこのシンプルな考え方があるだけです。あなたも私も、宇宙が欲したから、ここにいるのです。

（平成29年６月17日掲載）

バリアバリューという発想



垣内　俊哉（かきうち・としや）

1989年愛知県生まれ、岐阜県中津川市出身。立命館大経営学部卒業。ユニバーサルデザインのコンサルティングや研修事業を手がける。日本財団パラリンピックサポートセンター顧問、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会アドバイザー。

かつて少年だった私の夢は「歩くこと」でした。生まれつき骨が弱く、折れやすい骨形成不全症という病気のため、幼少期から骨折を繰り返し、車いすに乗って過ごしました。

自分が障害者であることを自覚したのは小学５年生のことです。私は掃除当番をサボって、消しゴムとほうきを使い、教室で友人と野球をしていました。しかし、先生に叱られたのは友人だけで、私は蚊帳の外。先生は「俊哉くんは障害者だから、掃除当番ができなくても仕方ない」と言ったのです。自分では友達との間に壁を感じたことはなくても、実は高い壁があったと知りました。

高校に進学すると、移動教室の度に車いすを誰かに運んでもらう日々が続き、自分が弱く惨めに思えました。歩くために一念発起して、高校を中退して手術を受け、朝から晩までリハビリに励みました。でも、結局、歩けるようにはなりませんでした。

その時の絶望感は忘れられません。自ら命を絶とうと決意して病院の屋上へ向かいましたが、柵を乗り越えられない私は死ぬことすら許されませんでした。

■社長の一言

もう自分の足では歩けない。そんな自分を好きになるため自問自答を繰り返してたどり着いたのは、「事業を起こして、お金を稼いで、大きなことをする」という漠然とした目標でし

た。起業する仲間を探すために猛勉強し大学に進学しました。その後、転機となったのは、ホームページ制作会社でのアルバイト。てっきり内勤で採用されたと思っていたら、任されたのは外回りの営業。車いすに乗って回れる企業の数は限られていましたが、足しげく通っているうちに「車いすの兄ちゃん、また来たのか！」とお客さんに覚えてもらえることが増え、３カ月後にはその会社で営業成績ナンバーワンになっていました。ある日、社長が私に言いました。

「歩けないことに胸を張れ。お客さんに覚えてもらえることは、営業マンとして大きな強みだ」

車いすに乗っていることが、自分の強みになる。歩けないからできることもある。障害を価値に変える“バリアバリュー”という発想が、私の中で生まれました。

■すべての人に

この経験がきっかけとなって、大学在学中に立ち上げた株式会社ミライロ。提供しているのは、高齢者や障害者、すべての人にとって快適な環境「ユニバーサルデザイン」です。

例えば、車いすやベビーカー利用者など両手がふさがってしまう人にとって便利なエレベーター。視覚障害者だけではなく洗髪中に目を閉じている人も触るだけで違いに気づく、シャンプーのボトルの凹凸など。私たちは障害者の視点から、ユニバーサルデザインを取り入れた設計のアドバイスを行っています。社会貢献はもちろんのこと、これらのユニバーサルデザインの導入によって、ホテルや商業施設などにお客さまが増えるという経済効果をしっかりと示していくこと、日本中に広げていくことも私たちの使命です。

そしてもう一つ、ハード（設備）はすぐには変えられなくても、ハートは今すぐ変えられる。街で困っている障害者を見かけた時、さっと声をかけられる思いやりを「ユニバーサルマナー」と名づけ、研修や講演でもお伝えしています。

車いすに乗る高さ106cmの視点から、日本の未来を、誰もが明るく歩めるものへと変えていくことが今の私の夢です。

（平成29年７月12日掲載）

人の世の熱と光を求めて



奥田　均（おくだ・ひとし）

1952年生まれ。関西大文学部教育学科卒業。関西外国語大教員などを経て、現在、近畿大人権問題研究所教授。社会学博士。一般社団法人部落解放人権研究所代表理事などを務める。著書に『差別のカラクリ』『みなされる差別』（いずれも解放出版社）など。

ご存知でしょうか。昨年12月16日に部落差別の解消の推進に関する法律が公布、施行されました。通称「部落差別解消推進法」です。

「えっ、また、部落問題の法律なの？」と驚かれることがあります。そして「部落問題ってもう解決したのではないのですか？」「あったとしても一部の人たちがこだわっているだけでしょう？」と続きます。私もそうであってほしいと思います。しかし現実はそうではないようです。

■まだある部落差別

相手が部落出身かどうかの身元調査がまだまだなくなっていません。家を購入しようとする時、それが同和地区の中にある場合、避けられる現実があることを多くの宅建業者は証言しています。「部落の人は怖い」「同和問題にはかかわらない方がよい」と言ったうわさも生きており、ついには昨年、全国の同和地区所在地一覧を本にしてネットで売りに出そうとするグループまで登場しました。「現在もなお部落差別が存在する」という第一条の書き出しに、今改めて、この法律を制定しなければならなかった事情が記されています。

それにしても、差別の現実というものはなかなか理解されづらいことをつくづく感じます。被差別当事者が自らの体験や心配を語れば最も説得力があるのでしょうが、それは同時に自分

が部落出身であることを公にすることになります。訴えることと、それによって生じるリスクを天秤にかける時、多くの場合、沈黙を強いられます。その結果、まるで「自分の周囲には部落出身者はいない」ように映るのです。

それは何も部落問題だけではありません。ハンセン病元患者の家族やLGBTと呼ばれる性的マイノリティ、HIV陽性者の存在もまた同じです。厳しい差別ほど案外見えにくいのかもしれません。だからこそ、学びの取り組みは大切なのであり、この法律の第五条には「教育と啓発の推進」が書き込まれています。

■根本的解消へ

法律の制定を伝えると、「えっ、まだ、同和対策事業をやるのですか？」との疑問の声も寄せられることがあります。単純な誤解です。これは同和対策事業を復活する法律ではありません。

あまりに厳しい同和地区の生活実態の改善のために、特別対策事業が実施されてきました。それは高熱の時に解熱剤を飲むような、いわば部落問題解決のための応急措置です。しかし、その根拠となってきた法律も15年前に期限切れとなり、特別対策事業の時代は幕を下ろしました。

その成果を踏まえ、今回の法律はいよいよ部落差別を根本的に解消しようとするものです。法律の第一条には、「部落差別のない社会を実現する」と明言されています。そのためには、社会のあり方、それを構成している私たち一人一人のあり方が問われてきます。女性差別を根本的に解消するには男性中心の社会のあり方が問われ、障害者差別の解消には健常者中心の社会のあり方が問われてくるのと同じです。

「部落の改善」から「部落差別のない社会の実現」へと、人権の歩みに新たな１ページが書き加えられました。

人の世の熱と光を求めて。「部落差別解消推進法」は、私たち一人一人にもう一度部落問題を問い直そうと語りかけています。

（平成29年８月21日掲載）

社会の常識、ネットの常識



佐藤　佳弘（さとう・よしひろ）

東北大卒業後、富士通入社。その後、都立高教諭、NTTデータを経て現職。武蔵野大教授、早稲田大大学院非常勤講師、総務省自治大学校講師。地方自治体の個人情報保護審査会会長なども務める。著書に『インターネットと人権侵害』（武蔵野大学出版会）など。

■保護者の疑問

「なぜ学校で教えないのですか？」。講演後の質疑応答で一人の保護者がマイクを持った。ネット上では人権侵害が多く発生している。インターネットは便利であるがゆえに、悪用・誤用された時の危険もまた大きい。その現実を紹介したところ、驚きの表情で発言されたのである。

社会の常識から見るとネットの常識には違和感があるだろう。例えば、人の住所・氏名を無断でネットに掲載したとしても、法律には違反しない。通常は、悪いことをしたら罰せられるのが当たり前だ。しかし、インターネットの世界ではそんな常識が通じない。この実態を講演で知った保護者は、なぜ学校でその危険を子どもたちに教えないのか、と訴えたのである。

心無い誹謗（ひぼう）中傷や悪口、うわさ、デマは広まれば広まるほど、事情を知らない第三者の目には真実と映る。ネット上には、有益な情報もあれば、誹謗中傷、風評被害をもたらすデマもある。誰もが自由に発信できるため、出所や責任の所在が不明な情報で溢れている。そして、SNSのシェア機能やリツイートがそのような無責任な情報を拡散させている。

こうして、例え虚偽であっても、書き込みの数が多数であるほど“真実”と受け止められてしまうのが、ネットの世界である。

■侵害罪ない

「人のうわさは75日」。しかし、ネット上の書き込みは永遠だ。なぜかと言うと、書き込みを削除することが非常に困難だからである。壁に貼られた中傷ビラを剥がすようには、簡単には消すことができない。

もしも、書き込んだのが知人で、削除を要求したら消してくれた、というケースであれば非常にラッキーである。通常は、誰もが匿名で利用できるネットであるため、書き込んだ人間を特定することも削除することも困難を極める。

サービス提供事業者に法律（プロバイダ責任制限法）に基づいて削除を申請しても、明らかな違法性を証明できない限り、応じてもらえない。単なる、悪口やうわさ、プライバシー侵害程度では、申請しても削除されないと思った方がよい。

刑法にプライバシー侵害罪がないというのも落とし穴だ。プライバシー保護法なる法律もない。根拠となる法がないため、ネット上で人の年収をバラそうとも、学歴をバラそうとも、出自をバラそうとも、その行為を法的に禁止することも、制限することも、罰則を与えることもできないのである。

また、住所・氏名を無断でネットに掲載すると、個人情報保護法違反になるように思えるだろう。しかし、これも違法ではない。なぜなら、個人情報保護法が対象にしているのは事業者であり、ネットの一般利用者ではないからである。

従って、ネットの一般利用者が何万人の住所録をネットに掲載しても、その行為を法的に禁止することも、制限することも、罰則を与えることもできない。私たちはいかに危いネット社会に身を置いているのかがわかるだろう。保護者の「なぜ学校で」という疑問はもっともである。ネット社会を生きるには正しい知識が必要なのである。

（平成29年９月24日掲載）

台所は人生を変える



三谷　英子（みたに・ひでこ）

1948年生まれ。長岡郡大豊町出身。「NPO法人地域サポートの会　さわやか高知」会長。「学校法人三谷学園　RKC調理製菓専門学校」の校長を務める傍ら、お年寄りや障害のある人たちへの支援活動を通し、助け合い、支え合える地域づくりを進めている。高知県人権啓発センター運営協議会委員。

住民主体の助け合いのボランティア活動を始めて23年。「さわやか高知」には、「何とか力になりたい」「元気を出してほしい」「笑顔を見たい」などと、相手の幸せを自分の喜びとする、この上なく善良で人情の厚い人たちが集まっています。

中でも、男性会員たちに共通しているのは、「自立して生活力がある」ことです。

料理・洗濯・掃除など家事をこなし、ああでもないこうでもないと迷走気味の話し合いにも、辛抱強くつき合う。愚痴を言わず、自分も苦労してきたので他人を受け入れる大きな度量がある。身だしなみに気をつけて清潔感がある―等々。さまざまな人間模様に接し、介護現場の理不尽さに矛盾を感じながら活動する彼らは、女性たちの中にいて何ら違和感を感じさせません。「アンチエイジング」なんてしなくても若い。肩書を鼻にかけることもなく、得意な技能を発揮して、送迎、庭木剪定（せんてい）・修理などをフットワークよく、さらりとこなしています。90歳で犬の散歩のボランティアをしているTさんは、赤いジャージがよく似合うけど、独居老人という言葉は全く似合いません。

■男の料理教室

定年後の自立の第一歩は「食」―ということで、昨年10月から月１回「男の料理教室」を始めました。文字通り男性のみ。講師は調理師免許をもった会員、参加費は500円、メニューは話

し合いで決めています。

女性が混じると、つい気後れしてしまったり、「そんなことも知らんが？」などと言われてプライドを傷つけられたりして、やる気を失うことにもなりかねません。

でも、男性のみの教室では心おきなく質問できる。切り方や火加減など勝手に先走ってやることもなく、まことに素直でマナーもいい。真剣に作業する後ろ姿は、そこはかとなく哀愁が漂い、かっこいいのです。さりげなく三角巾とエプロンをカラーコーディネートしておしゃれもしています。中に入れない女性たちは、ひっそりとのぞき見を楽しんでは、エールを送っているのです。

「料理をする」ということは、まず食材調達、下ごしらえ、料理、盛りつけ、後片付け―と様々なプロセスがあり、それらをどうするか、段取りを考えなければいけません。「調理そのものが脳機能を向上させる」と、科学的な裏付けが実証されているのもうなづけます。脳の血流量が増え、大脳の前頭前野が活性化しているらしい。だとすれば、定年後の約10万時間に及ぶ自由な時間を持て余している男性は、妻と家庭での役割を交代してみるのはどうでしょう。きっと今までとは違った世界が見えて一石何鳥にもなると思います。

今、国をあげて「地域共生社会」が謳(うた)われています。多世代・多様な人たちが、互いに支え合いながら、様々な形で参加し貢献できる社会です。公平性を重視する行政がどのような制度を作るのかは分かりませんが、私たちはいいと思えばすぐに対応してきました。官民連携が簡単に実現するとは思えませんが、「和(あ)えもの」のような関係を築きたいと願っています。

それぞれの素材の魅力を活かしながら、新たなおいしさに仕上げる「和えもの」。料理から学ぶことはたくさんあるようです。

（平成29年10月17日掲載）

隣にいるLGBTと共に



山下　敏雅（やました・としまさ）

1978年南国市生まれ。2003年東京弁護士会登録。過労死や子どもの事件、LGBT支援、HIV陽性者支援、脱北者支援などに取り組む。GID法律上も父になりたい裁判（13年最高裁逆転勝訴）弁護団長、同姓婚人権救済弁護団長。共編著に『同性婚　だれもが自由に結婚する権利』（明石書店）など。

「急いで病院に来て欲しい」。2002年、私は司法修習を受けるために高知へ出発する前日、友人から突然呼び出されました。

余命数日の日本人男性が、長年寄り添ってきた外国人の男性パートナーに財産を引き継げるように書類を見てほしい、ということでした。

養子縁組届と遺言状が完成し、安心したところで、日本人男性の遠い親戚が病室に到着し、「不正な書類が作られている」と騒ぎになりました。親戚は、２人の夫婦同然の関係を最終的には納得し、外国人パートナーと一緒に養子縁組届を出しに行きました。私が高知に到着して数日後、その方は亡くなられ、さらに数カ月後、私は友人からこう聞かされました。「実はパートナーが在留期限を過ぎていたことがわかり、親族は『遺産を全部持っていくなら入管に告発する』と言い出した。パートナーはわずかの金額を受け取って東京から離れていった」―。

同性同士で結婚ができないために、在留資格や相続、子育てなどさまざまな面で不利益を受けているゲイやレズビアンのカップル。家や職場で異性愛者のふりを続け、孤独感から薬物依存になるゲイ男性。自分本来の性別で生きたいのに、性別を変えるための法律の条件が厳しく、学校や職場で差別的な扱いを受けているトランスジェンダー。セクシュアリティ(※1)を親にも受け容れてもらえず、虐待を受け、家から追い出される子ども。祖国で迫害され、命からがら日本に逃れてきたアフリカ難民……。私は今、弁護士としてさまざまなLGBT(※2)の法律

問題に取り組んでいます。性は、体やベッドの上のことだけではなく、生活や人生そのものです。それゆえに、性に関する法律問題も非常に多岐にわたっています。

「自分の周りにLGBTはいない。東京などの都市部の話だろう」と感じる方も多いでしょう。しかし、高知でこの記事をご覧になっているあなたのすぐ隣にも、当事者は必ずいます。100人いれば、５人程度はLGBTです。しかし、「男らしく／女らしくしなさい」「早く結婚しなさい」と言われる家庭、「ホモネタ、レズネタ、おかまネタ」で笑い合っている学校や職場で、当事者は、自分のセクシュアリティを懸命に隠し、嘘や演技を強いられています。周囲の一人ひとりの偏見と無関心は小さなものでも、それが集積して一人にのし掛かれば、当事者の生活と人生を押しつぶしていきます。

誰もが一人ひとり大切な人間として尊重され、差別されないこと。安心した毎日の暮らしと幸せな人生を送ることができること。生まれながらにして持っている人権は、どんなセクシュアリティであっても等しく保障されなければなりません。

冒頭の事件のあった頃は、弁護士たちも人権問題としてきちんと捉えていませんでしたが、今では全国各地の多くの弁護士が取り組みを始めています。そして、弁護士が法律や裁判という手段で当事者を守らねばならない極限状態だけでなく、そのもっと手前の日々の暮らしの中で、この社会の一人ひとりが多様なセクシュアリティを尊重し合い、すぐ隣にいるLGBT当事者の支えとなって共に生きることが大切だと、私は強く思っています。

（※1）セクシュアリティ：性自認や性的指向などの、性のありよう。

（※2）LGBT：セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（「性同一性障害」は医学用語。近年では「性別違和」）の頭文字を取ったもの。

（平成29年11月14日掲載）

「隣る人」になれますか？



稲塚　由美子（いなづか・ゆみこ）

ドキュメンタリー映像制作、ミステリー評論家。東京外大スペイン語学科卒。商社勤務を経て、海外ミステリーの翻訳者から評論家に転身。ドキュメンタリー映画「隣る人」を企画。社会福祉法人「光の子どもの家」理事。世界30カ国以上を訪れており、それぞれの違いを認めつつ、世界の人々をつなぐことを目指している。

戦争や、飢えがなければ、人は幸せに生きられるのでしょうか。

今の日本、食事が摂れない子どもたちのために、各地に「子ども食堂」が開設されたりしているのです。子どもたちはそこで無料か100円単位の料金で食事ができるようになっています。

でも、それだけでは問題は解決しません。例えばシングルマザー１人で子育てをしながら非正規雇用で働いても、賃金は安く、仕事を２つも３つも掛け持ちし、子どもと一緒に食事をすることができないという親はたくさんいます。根本的に、誰でもが生きるのに必要なお金が得られるように、公的な仕組みをもっと改善しなければなりません。

一方で、「自己責任」という意味合いがいつしか「責任」という言葉にかぶさるように使われるようになりました。責任を持つということは、「あなた（一人）の責任だ」と突き放すニュアンスが加わるようになったのです。子育てに関し、母親に「あなたの子どもでしょ」「あなたが責任をもつのよ」と突き放す言動や態度がいまだ社会に蔓延しています。

ドキュメンタリー映画「隣（となり）る人」は、事情があって親と暮らせない子どもたちの、いわば最後の拠り所としての児童養護施設の「暮らし」をそのまま公開した映画ですが、赤ちゃん連れでも一生懸命見にきてくれた、いわゆる「一般の」「普通の」家庭をもつ若い母親の本音には驚かされました。

「自分の子育てを振り返らせられる」「もっと抱きしめてやればよかった」「子どもって

あんなにも愛情を求めているものなのか」…。そしてその先には、「子どもの接し方が分からない」「どうしていいか分からないけど、（実の）親に相談すると、『あんた、何やってるの！』と責められるので、親にも話せない」…。「母親でしょ」との無言の圧力に押しつぶされそうになり、「母親だから」と全責任を負わねばと悩み、孤独な子育てに苦しむ母親たちの慟哭があります。

今や、児童養護施設に来る子どもたち、その入所理由のほとんどが「虐待」。それも実の母親からの虐待であるといいます。新聞やＴＶで「普通の」とひとくくりにされてしまっている「家庭」という閉鎖空間。そこには、あまりにも多くの虐待が隠れています。

すぐに上がる「虐待母を教育しろ」の声。それは、母親一人に責任を押し付け、母親の精神的不安や孤独、経済的困窮には目もくれず「母親なら愛情をもってうまくやれるはずだ」という偏見なのですけどね。

撮影した児童養護施設「光の子どもの家」は、子どもを育む本来の意味での「家庭」で子どもを育てることを旨としていて、映画には、理想通りにはいかなくても、ただ子どもの周りをうろうろし、悩みながらも決して諦めず寄り添い続けるさまざまな大人たちが登場します。

「どんなムッちゃんも大好き」。映画の中で、保育士のマリコさんがこう言います。そう思ってくれる人が隣りにいること。それだけでいい。

愛情とは、何か特別なことをしてやったり、まして期待することではありません。なんでもない時間を共有し、ひたすらそのままの存在を受けとめること。揺るぎない誰かを求めるということが、人にとっていかに根源的で切実な欲求であることか。人が人になるために、誰にでも「隣る人」の存在が必要なのです。

血が繋（つな）がっていてもいなくても、誰かが誰かに心を寄せようよ。誰もひとりでは生きられないのだから。

（平成29年12月27日掲載）

もうセクハラなくそうよ



三木　啓子（みき・けいこ）

1959年生まれ。民間企業や男女共参画センターなどで勤務後、アトリエエム設立。セクハラ、パワハラ、マタハラ、アカハラ、LGBTなどのハラスメント防止研修などをしている。研修用DVDに「セクシュアルハラスメント」、著書に『セクハラ・パワハラ　その現状と防止対策』『職場のハラスメント相談対応術』など。

「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」が流行語大賞を受賞したのは今から30年近くも前の1989年のことでした。でも、セクハラに関するトラブルや相談は一向に減りません。企業等でセクハラ研修をしている私のもとにも多くの相談が寄せられます。国の調査でも、職場でセクハラを受けたことのある女性は３人に１人。しかも、そのうち６割以上が被害を受けた後、「がまんをして、特に何もしなかった」と泣き寝入りをしています。職場の担当者に相談をしたのはわずか３％にしかすぎません。しかも加害者は直属の上司が一番多く、４分の１を占めています。

■人権侵害

セクハラは、性的な言動によって相手を傷つける人権侵害です。言葉によるものだけでなく、レイプや強制わいせつ、ストーカー行為なども含みます。具体的な言動としては、性的な関係の強要、不必要な身体の接触（肩を組む、ハグをするなども）、性的なジョーク、メールやラインで執拗（しつよう）にデートに誘う、宴会でお酌やデュエットを強要するなどのほか、結婚や出産、恋人に関してしつこく尋ねる、からかうことなども該当します。

男女雇用機会均等法は2007年に、男性に対する言動も含めて「事業主はセクハラ防止の措置を講じなければならない」と改正されました。さらに2014年には、同性に対する言動も含まれ

ることや固定的性別役割分担意識の解消がセクハラ防止には重要であることなども明示されました。

もし被害を受けたら「毅然（きぜん）とした態度で不快に感じているということを相手に伝えましょう」とよく言われます。しかし、拒否の意思をはっきりと伝えられない人は多いのです。上司と部下という関係だけではなく、先輩と後輩、正社員と非正社員、取引先など、職場には「この人の機嫌を損ねたら働きにくくなる」と感じる関係があるからです。その場の雰囲気や職場風土から「セクハラをやめてほしい」とは言えないこともよくあるのです。

■被害者の立場で

同僚や友人からセクハラの相談を受けた時には、不用意な言動によって相手をさらに傷つけてしまう「セカンドハラスメント（２次被害）」を起こさないことも大切です。例えば「そのくらいはたいしたことではない」「あなたは神経質すぎる」などの言葉です。また、「このくらいでセクハラと言われたらかわいそう」と加害者をかばう言動や「すぐにセクハラと言い立てるクレーマー」などの噂によっても深く傷つきます。まずは相手の話を丁寧に聴くことがとても大切です。

職場でのセクハラを防止するには、重大な人権侵害であることを認識し、なぜセクハラが起こるのかを一人ひとりが十分に理解することが大切です。

「管理職は男性の方が向いている」「受付は女性の仕事」などのなお根強く残っている固定的性別役割分担意識や男尊女卑の考え方がセクハラを生む要因の一つになっているのではないでしょうか。「男だったらしっかりしろ」「女性ならではの細やかな気配りを」などの慣習によるジェンダー・ハラスメントが放置されていないでしょうか。

管理職の男女比率や業務の内容が偏っていないかなどを見直して、男性主導の仕事の進め方や組織のあり方を改善していくことが、セクハラのない誰もが働きやすい職場環境につながっていくのです。

こころんだよりvol.1（2017年６月発行）より

相手から学び自分も変わる



(公財)高知県人権啓発センター
人権啓発マスコットキャラクター こころん



（公財）高知県人権啓発センター 運営協議会会長
半田　久米夫

高知新聞社記者、編集局次長兼報道本部長、同社取締役販売局長、同常務、専務取締役を経て、RKC高知放送代表取締役社長、同会長を歴任。

現在、同社相談役。著書『解放への闘い－被差別部落からの告発－』、『続解放への闘い－教育の周辺－』（いずれも共著、高知新聞社刊）など。

■豊かな感性を確立しよう

21世紀は「人権の世紀」といわれて久しい。平和、環境とともに今世紀の重要課題とされています。平和は民族紛争やテロ防止。環境は地球温暖化や自然破壊防止をテーマにしていますが、いずれも人間が大切にされ、命を尊重する、ということがキーワードになっていると考えてよいでしょう。

人権問題では同和問題、女性、高齢者、子ども、外国人、障害者、HIV感染者等に加え、新たにインターネットによる人権侵害、犯罪被害者等、災害と人権を含めた10項目の課題が挙げられていることは周知の通りです。さらにパワーハラスメントやセクシャルハラスメントも社会問題となっています。

こうした課題解決策として国や自治体では、差別解消法や条例を制定して取り組んでいます。地域や職場、団体での啓発活動に始まり、学校、社会教育の中でもさまざまな取り組みがなされています。しかし、自治体や地域によって温度差があり、まだまだ人権尊重の機運が高まっているとは思えないのが現状ではないでしょうか。行政や教育面でのさらなる強化策を期待したいものです。

同時に、「人権の世紀」といわれる、この時代に必要な人権感覚を磨き、豊かな感性を持ち合わせなければなりません。その感覚、感性をどうやって養うか。妙案ではないかも知れませんが、それぞれが弱者、被差別者の側に立って考え、行動する感性を身につけ、自己確立する努力をしてはどうでしょうか。

私が人権問題と関わったのは同和問題でした。高知新聞社の記者時代、県内の被差別部落をルポし、連載したことからでした。

当時は部落差別の解消は国の責務である、として同和対策特別措置法が施行され、地区の環境改善や職業保障、啓発など多くの事業が実施されていました。運動団体の解放運動も盛んでした。

このキャンペーン記事の取材に当たって終始心がけたのは、被差別者の側に立って見聞することでした。事前に一通りの学習はして現地を歩きましたが、行く先々で衝撃を受けました。長い歴史の中で職業、教育、結婚の自由など、市民的権利を奪われ差別と貧困に苦しんできた人たちの訴え、叫び声を聞き、差別の実態を知ったからです。

取材を通じて思い知ったのは、まず自分が差別社会に身を置いてきたかという反省。そして、この現実を黙って見過ごしてよいのだろうか。それは単に正義感とか同情心という感傷的なものではなく、人間であることの尊厳を保つためにどうすればよいか、ということでした。

記者の役目は差別解消への告発記事の執筆でしたが、私人としてはあまりにも無力。しかし、「人の苦しみや悲しみ、痛みが分かるように努力することはできる」と考え、被差別者、弱者から学ぶことでした。

■私たちにできる「一歩」

学んで人権感覚を豊かにし、自分を変えるという考えは、何も部落差別に限らず、障害者などハンディを背負った、すべての人に通じると思います。作家の司馬遼太郎さんは「21世紀に生きる君たちへ」という文章の中で、こうしたためています。

自己を確立するには「例えば、友達がころぶ。ああ痛かったろうな、と感じる気持ちを、そのつど自分の中でつくりあげていきさえすればいい。この根っこの感情が、自分の中でしっかり根づいていけば、他民族へのいたわりという気持ちもわき出てくる」。他民族を他人と置き換えて解釈してもいいのではないでしょうか。

世間では昔から「相手の立場になってみなさい」とよくいわれます。これが簡単なようでなかなか難しい。しかし、人権が尊重される社会づくりには第一歩のようにも思います。相手の立場になって発言したり行動することから始めてみてはどうでしょうか。

格差社会が深刻化する中、１人でも多くの人が被差別者や弱者との交流、触れ合いを深め、人権感覚を磨いていくことが望まれています。

こころんだよりvol.2（2017年９月発行）より

すべての人の人権が尊重される社会を目指して



高知県文化生活スポーツ部人権課

■社会の変化を見据えた人権への取組

すべての人の人権が尊重される社会をつくることはみんなの願いです。しかし、現実には、子どもや高齢者、障害のある人への虐待、いじめ、ネット上での誹謗中傷や差別的な書き込み、東日本大震災時に人権への配慮が十分でなかった事例などの人権侵害事案が未だに数多く発生しています。

こうした状況から、高知県では、平成12年３月に策定した「高知県人権施策基本方針」を改定し、平成26年３月に「高知県人権施策基本方針第一次改定版」を策定しました。

この第一次改定版では、「全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」を基本理念として、次の３つの方向性に留意しながら人権教育・啓発事業を総合的に展開することとしています。

１．あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

２．特定職業従事者（※）に対する人権教育・啓発の推進

３．相談・支援体制の充実

また、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」の10の人権に関する課題を県民に身近な人権課題として、人権課題ごとに５カ年計画（平成26～30年度）を策定し、５年後の目指す姿や数値目標などを「達成目標」として掲げています。

基本方針は５年ごとに見直しすることとしており、今年度県が５年ぶりに実施する「人権に関する県民意識調査」の結果や有識者で構成する「高知県人権尊重の社会づくり協議会」の意見などを踏まえて、次期（平成31～35年度）の５カ年計画を策定します。

県民に身近な10の人権については、その現状と課題、人権侵害の事例、人権尊重への主な取組などの人権に関する実態を毎年公表しています。

■ともに考えよう身近な人権課題

最近の人権に関する法律は、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が、平成28年４月に「障害者差別解消法」が、６月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が、12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

人権を取り巻く環境は大きく変化してきていますが、高知県もこの基本方針に基づき、さらに人権尊重の取組を進めていきます。

県民の皆さま方も、身近にある人権課題を今一度、自らの問題ととらえ、地域や職場、家庭において人権が尊重される社会づくりに向けて、ご協力をお願いします。

（※）特定職業従事者：人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することを求められる公務員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員

人権に関する法律の施行について

●部落差別解消推進法

部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 16 日施行）

基本的人権尊重の理念にのっとり、重要な課題である部落差別の解消に関して、国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現するための相談体制の充実や教育・啓発などの施策を行うこととしています。

●ヘイトスピーチ解消法

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年６月３日施行）

本邦外の国や地域の出身であることを理由とした不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、人権教育や啓発などを通じて国民への周知を図り、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することとしています。

●障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年４月１日施行）

国や地方公共団体に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止し、また、障害者からの求めに応じて、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮を行うことを義務付けています。また、民間事業者には、こうした配慮を行うことに努めるよう求めています。

もっと詳しく知りたい方へ

高知県人権課発行の「高知県人権施策基本方針 - 第１次改定板 -」に詳しい内容が掲載されています。高知県人権課で配布していますのでご入用の場合はお問い合わせください。

高知県人権課／ TEL：088-823-9804　E-mail：141101@ken.pref.kochi.lg.jp

こころんだよりvol.3（2017年12月発行）より

一人ひとりの尊厳が守られる地域へ

～ 権利擁護センターの取り組み ～



（社福）高知県社会福祉協議会・権利擁護センター

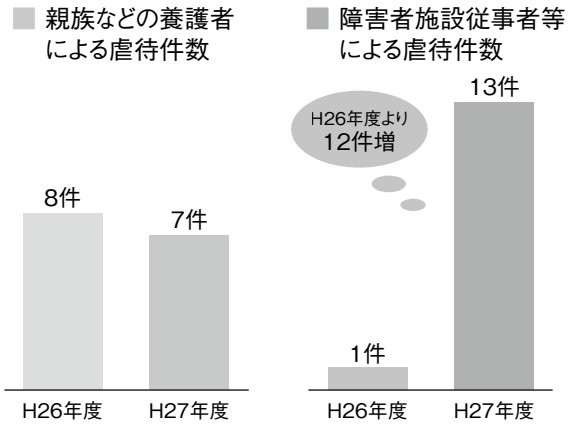
■障害者虐待の防止に向けて

高知県社会福祉協議会では、県民誰もがどこの地域に暮らしていても尊厳が守られ、安心して心豊かに生活できることが保障される地域づくりを目指して、平成29年４月に権利擁護センターを設置しました。センターでは地域の中にある虐待の問題、権利擁護の課題、社会的孤立の問題に向き合い、虐待の予防・防止、成年後見制度の推進・支援、地域生活支援に取り組んでいます。

高知県が公表している「平成27年度高知県における障害者虐待の対応状況等」によると、県内の障害者に対する虐待件数は、親族などの養護者によるものが７件、障害者施設従事者等によるものが13件となっています。平成26年度と比較すると、養護者による虐待件数は１件減っていますが、障害者施設従事者等による虐待は12件増加しています。

こうした虐待の背景要因としては、障害者や虐待についての知識や介護技術の不足、感情のコントロール不足、障害者施設従事者としての適正の問題などがあげられます。虐待と気づかないまま起きているおそれもありますが、いずれの虐待事件についても、障害者を個人として尊重し、対等に接する意識が欠如していると言えます。

これらの障害者に対する虐待を無くし、障害の有無に関わらず、誰もが安心して生活できる地域をつくるためには、皆で一人ひとりの尊厳



「平成27年度高知県における 障害者虐待の対応状況等」より

について考え、権利擁護に関する意識を高めていくことが重要です。

特に虐待については、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。障害者虐待に気づいた人は、市町村の担当窓口へ相談・通報していただきたいと思います。障害者を雇っている事業主などによる使用者虐待についての相談・通報は当センターでお受けしています。

■成年後見制度も活用して

また、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方の財産管理や福祉サービス等の契約、遺産分割の協議等を本人の不利益にならないように行う成年後見制度というものがあります。成年後見制度を活用することによって、消費者被害や虐待から本人を守ることができますが、全国的にもまだまだ利用が進んでいないと言われています。このため、国は今年の３月に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、市町村にも計画策定を努力義務化しました。今後、成年後見制度の利用を促す取り組みが各地で展開されていきますので、成年制度について県民の皆さんに知っていただき、ぜひ活用していただきたいと思います。

権利擁護センターとしましても皆さんがもっと暮らしやすい高知県にするために、虐待防止・権利擁護に関する研修や成年後見制度の推進など、さらなる取り組みを充実・強化してまいります。県民の皆さんにも、目の前の一人ひとりの尊厳について考え、相手を大切にすることと、自分自身を大切にすることを意識して暮らしていただければ幸いです。

権利擁護センターについて

●権利擁護センターは平成29年4月に高知県社会福祉協議会内に設置。
●高齢者の総合相談や障害者の使用者虐待の通報受付、高齢者と障害者の虐待対応専門家チームの市町村への派遣事務、虐待や権利擁護についての研修などを実施。
●その他に子ども食堂に関する研修の実施や成年後見制度の推進支援を実施。

（ご相談・お問い合わせ）

〒780-8567　高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ4階
月曜日～金曜日 8:30～17:15（年末年始・祝日除く）
TEL 088-850-7770　FAX 088-844-3852

こころんだよりvol.4（2018年３月発行）より

HIV感染者等の人権問題について



高知大学医学部附属病院　看護部　　中村　美保

■はじめに

HIV感染者等の人権は、高知県人権施策基本方針における10の人権課題のひとつとなっています。

HIVに対して、「トイレを共有すると感染する」とか、「食事で同じ皿のものを食べると感染する」「握手をすると感染する」というような誤った報道がされたことから、恐怖のイメージや差別意識が1980年代に形成されました。そして、それらは根強く残り、いまだに解消されてない状況です。

■HIV感染者のしんどさ

HIV感染者は、感染していることに引け目を感じながら日常生活を送っています。

例えば、「感染していることを家族に伝えることで、家族が差別されるのではないか」「両親が高齢なので心配をかけたくないから、感染していることは言えない」「家族に知られたくないから、実家には滅多に帰らない」などです。

また、感染を告知された家族の中には、「自分の親やきょうだいに、HIVに感染していることを話すと、付き合いができなくなるのではないか」と不安に思い、自分の胸だけにしまっている方もいます。

職場でも、「上司や同僚にHIV感染のため病院へ通院していることを告げることで、仕事を辞めないといけないのではないか」という不安から、本当のことを言えずにいる方もいます。また、そのような状況が続くことで、隠していることへの罪悪感から、心がしんどくなってしまい、辞職される方もいます。高知県でも、職場の上司にHIVに感染し治療をしていることを伝えた結果、辞職を強要された方もいました。

そのほかにも、近くの医療機関や歯科診療所への受診の際も、HIVに感染していることを伝えると断られるかもしれないと思い、それらを受診することさえできない方もいます。

■今のHIV感染症とは

1980年代は、HIVに対する有効な治療法がなく「エイズ＝死の病」でしたが、1996年にHIV

治療薬が発明され、飛躍的な進歩を遂げています。

きちんと薬による治療ができていれば、HIVに感染していない人とかわらない日常生活を送ることができます。

例えば、寿命に関して言えば、喫煙では10年短くなるのに対して、HIVに感染しても４年しか短くならないというデータもあります。

さらに、相手にHIVを感染させる可能性がなくなりますので、性行為をしても感染させることはありません。

■私たちにできること

HIV感染症は特別な病気ではなく、また、特別な生活や仕事をしている方だけがかかる病気でもありません。誰でもがかかる可能性のある病気です。HIV感染を「偏見」や「差別」の目で見るのは間違っているのです。

これを機に、みなさん一人ひとりがHIV感染症についての正しい知識を持っていただき、HIV感染者の人権について、もう一度お考えいただければと思います。

HIV と AIDS（エイズ）の違い

● HIV とは

ヒト免疫不全ウイルス（Human ImmunodeficiencyVirus）という名前です。HIV ウイルスは、免疫のしくみの中心である、白血球のなかの免疫細胞に感染し、からだを病気から守っている免疫力を破壊します。HIV は３つの感染経路（①性行為による感染、②血液を介しての感染、③母親から赤ちゃんへの母子感染）でしかうつりません。ふだんの日常生活ではうつらないことがわかっており、むやみに怖がることはありません。

● AIDS（エイズ）とは

後天性免疫不全症候群（Acquired ImmunoDeficiency Syndrome）という病名です。HIV 感染後、進行すると病気とたたかう抵抗力（免疫）が低下し、本来なら自分の力でおさえることのできる病気（日和見感染症とよばれる）などを発症するようになります。抵抗力が落ちることで発症する病気のうち、基準となる 23 の病気（例えば、カンジダ症、ニューモシスチス肺炎、サイトメガロウイルス感染症や、抵抗力が下がることで発症する悪性リンパ腫やカポジ肉腫などの腫瘍など）がひとつでも発症した時点で、エイズと診断されます。

エイズ患者・HIV 感染者等に関するお問い合わせ先

○高知県健康政策部健康対策課（感染症担当）
　月～金 8:30 ～ 17:15（年末年始、祝日を除く）　TEL 088-823-9677

○高知市保健所地域保健課
　月～金 8:30 ～ 17:15（年末年始、祝日を除く）　TEL 088-822-0577

○ HIV と人権・情報センター
　月～木 9:00 ～ 21:00 / 金 9:00 ～ 18:00 / 祝日 14:00 ～ 17:00　TEL 03-3292-9090

平成29年度第１回人権啓発研修ハートフルセミナー講演録

なぜ私が？～ 一生消えないネットの書き込み ～



日時：平成29年８月20日（日）　13：30～15：30

場所：高知県立人権啓発センター６Ｆホール

講師：佐藤佳弘さん（情報文化総合研究所 代表取締役）

東北大卒業後、富士通入社。その後、都立高教諭、NTTデータを経て現職。武蔵野大教授、早稲田大大学院非常勤講師、総務省自治大学校講師。地方自治体の個人情報保護審査会会長なども務める。著書に『インターネットと人権侵害』（武蔵野大学出版会）など。

１　ネット社会の現状

⑴　60年前に描いた未来社会

東京都墨田区では2012年に東京スカイツリーが開業しました。そのため、それまで現役で働いてくれていた東京タワーと電波塔の新旧交代になりました。東京タワーは、今からおよそ60年前に建築された電波塔です。皆さん、60年前は、どちらで何をされていましたでしょうか。

東京タワーが建築中だった60年前。もちろん、携帯電話はありません。パソコンもありません。インターネットもありません。しかし、技術の粋を集めた日本一のタワーを建築中だったこともあり、この頃の子ども雑誌には、盛んに未来社会が描かれていました。このまま技術が進歩したならば、50年後、60年後には、こんな社会がやってくると描かれていました。

⑵　技術と社会の発展

その頃、北九州市でハナタレ小僧をしていた私が見ていた子ども雑誌には、こんな未来社会が描かれていました。高速で人々を運ぶ鉄道、今でいうリニア新幹線のようなものが想像されていました。教育関係でしたら、空飛ぶスクールバスが想像され、未来の子どもたちはこんなバスに乗って毎日学校に通うんだ、と描かれていました。このまま技術が進歩したならば、50年、60年後には、病気もない、犯罪もなくなっている、誰もが笑顔で暮らすバラ色の社会が来る、と子ども雑誌に描かれていました。

それから時が経ち、私達は想像していた社会に到達しています。もちろん、技術は社会を発展させてきました。医療技術が発達し、治らなかった病気が治るようになりました。輸送技術が発達し、より多くの人をより遠くへ、より速く運べるようになりました。放送技術が発達し、地球の裏側で行われているオリンピックでさえ、リアルタイムに見ることができるようになりました。印刷技術が発達し、誰もが、新聞、雑誌、本を読めるようになりました。通信技術が発達し、遠く離れた人とも会話ができるようになりました。そして、エネルギー技術が発達し、どこのご家庭でもふんだんに電力が使えるようになっていました。

ところが、それぞれの技術は、それぞれに事故や社会問題も同時に生み出しています。それぞれの技術が問題をもたらしていますが、今日はたくさんある技術の中でも、インターネットにしぼってお話をいたします。

⑶ たどり着いた現代社会

インターネットに限っただけでも、多くの問題が発生しています。今日のテーマであるネット上の人権侵害もそのひとつです。他には、ネット上での個人情報の流出、ネット上に掲載されている著作権物を無断でコピーして使う著作権侵害、ワンクリック詐欺などに代表される詐欺、アダルトサイトなどの有害な違法サイトなどがあります。

それだけではありません。迷惑メール、コンピュータウィルス、出会い系サイトによる犯罪、不正アクセス、スマホ中毒など、数え上げていくと、40を超える問題がもたらされています。インターネットに限っただけでも、多くの問題がもたらされ、多くの人が被害を受けています。

⑷ 警察に寄せられる相談件数

インターネット上で被害を受けた方々は警察に相談を寄せています。全国の警察に寄せられるネットトラブルの相談件数は、2016年から年間13万件を超えています。

一番多い相談内容は、詐欺・悪徳商法です。やはり、金銭に関わる相談が警察に最も多く寄せられるようです。２番目に多い相談内容は迷惑メールです。そして、３番目が、ネット上での名誉毀損・誹謗中傷、すなわちネット人権侵害で、相談件数は毎年１万件ほどになります。

これらの数字は、警察に寄せられた相談件数だけです。警察に相談せず、お友達に相談した方、家族に相談した方、あるいは、誰にも相談せずに我慢している方のことを考えると、年間１万件というのはまさに氷山の一角であり、もっともっと多くの方がネット上の人権侵害で悩んでいるだろうということが容易に想像できます。

2　ネット上での人権侵害（さらし）

⑴　ネット人権侵犯事件の内訳

ネット上で人権侵害について最新の動向や事例を紹介いたします。ひとくちにネット人権侵害と言っても、様々なかたちがあります。それらをわかりやすく分類すると、９つに分類できます。１つは名誉毀損。２つに侮辱。３番目に信用毀損、これは主に、商売をされている方が被害にあうものです。役員、従業員に対する誹謗中傷、扱っている製品やサービスに対する悪評をネットで書かれて、風評被害を受けるというものです。

４つ目に脅迫、５つ目に個人情報やプライバシーを無断でネット上に書き込む「さらし」、ネット上で行われるいじめ、児童に対する人権侵害である児童ポルノ、ハラスメント。セクハラ、パワハラは現実社会の中にもありますが、同様なことがネットの上でも行われています。そして、差別です。様々な方が差別、偏見の対象になっています。同和問題の被害者だけでなく、外国人、障害のある人、生活困難者、女性、病気の人、性的マイノリティ（LGBT）、性同一性障害、少数民族、犯罪被害者など、多くの方が被害にあっています。

どの分野も重要なのですが、時間の限りがありますので、一般の方々が被害にあう「さらし」を取り上げて進めさせていただきます。SNS花盛りの現代では、日常生活の中で多くの方がさらしの被害にあっています。被害者だけでなく、加害者にもなるおそれがある人権侵害が、このさらしなのです。

⑵　SNSが招くさらしの危険

ネット上の人権侵犯事件は、2017年には2,217件発生しています。その内訳で最も多い人権侵害は、６割を占めるプライバシー侵害です。ネット人権侵犯事件の半数以上はプライバシー侵害なのです。個人情報や写真、私生活上のプライバシーを無断でネットに書き込まれるという被害です。これは、特定の分野の人ではなく、誰もが被害者になるものです。

プライバシー侵害のきっかけは様々にあります。本人が不用意に自分の情報をネットに載せたことが引き金となって、ネット上でさらし被害にあうこともあります。不用意な投稿はさらしを招くのです。特に、SNSでは写真投稿をめぐるトラブルが多く発生しています。

子どもたちは、友達を増やそうとするのか、自分の個人情報を不用意にネットに載せてしまうことがあります。連絡先メールアドレスや学校名、写真を掲載すると、悪用されてさらし被害にあいます。

ネット上に個人情報を載せるということは、悪人たちに「どうぞ悪用してください」と差し出しているのと同じなのです。さらし対策としては、ネットに個人情報を掲載しないというの

が基本のキです。友達を増やそうとして自分の情報を載せると、悪人の餌食です。子どもも大人も、自分の個人情報を安易に載せないことです。

ネットに写真を載せると簡単にコピーできるので、別のサイトに転載されたり、加工されたりして、さらされてしまいます。ネットに投稿した写真を悪用されて、キャバクラのチラシに使われたり、出会い系のプロフィール写真に使われたり、他のネット掲示板に転載されて笑いものにされたり、という被害にあいます。

自分の写真を自分で載せて悪用された場合は、自業自得と言えるかもしれません。しかし、友人の写真を載せると友人が被害者になり、投稿した自分が加害者にもなります。SNS花盛りのいま、同窓会をしています、カラオケしています、女子会です、などと他の人が写った写真を安易に投稿していますが、実は非常に危ない行為なのです。

⑶ 日常に潜むさらしの危険

自分は、自分の情報を出さないように、写真を載せないように、さらし被害にあわないように、と気をつけていても、被害者になる可能性があります。私たちが日常的に利用しているコンビニが舞台になったさらし事件があります。

神奈川県にあるコンビニで店員が、訪れたお客様の写真を無断で撮って、ツイッターに投稿しました。その時、「デブの分際で売り物を読み漁るのは、あさましいにも程がある」とか、「雑誌も買えない貧乏人は来るな」という侮辱的なコメントと一緒に投稿しました。

訪れているお客様には何の罪もありません。何の落ち度もありません。コンビニに訪れて買い物をしただけです。防犯カメラ映像の顔写真や、職務を通じて得た氏名や住所、免許証の写真、車のナンバーまでさらされたのです。他の事件では、客のクレジットカードの伝票をネットにさらした店員もいます。ネットでのさらしの危険は、日常にも潜んでいるということです。

このような事件を見るにつけ、もちろん、教育機関での児童・生徒への教育も必要です。しかし、ネット時代、SNSの時代にあっては、従業員に対しても、そして、従業員だけでなく、契約社員、派遣社員、パート、アルバイトに対しても、情報モラル教育をしっかりやらなくてはいけないと感じます。インターネットを使わせたまま野放しではいけないということをこの事件が表しています。

次にリベンジポルノが、腹いせ、仕返しでのさらしです。リベンジポルノの掲載は、これまでは名誉毀損罪の対象でしたが、今はリベンジポルノ被害防止法違反となります。

法整備によって掲載は違法になりました。しかし、困った状況は、リベンジポルノが掲載されているサーバーの８割が外国のサーバーだということです。リベンジポルノ被害防止法は日本の法律であり、外国のサーバーにあるものは、外国の法に従うことになります。しかも、外国のサーバーから削除するためには、その国の言葉を使って交渉したり手続きをしたりしなけ

ればなりません。ネット上には国境がないので、外国のサーバーを使われてしまいます。その書き込みを削除することは、個人の力ではほとんど不可能です。こうなると、専門の機関や弁護士に依頼しなければ、削除の手続きができません。

自分がタネを蒔いた結果としてさらし被害にあうことがあります。また、本人に何の罪もないまま、さらし被害にあうこともあります。誰もが加害者、被害者になる人権侵害が、さらし被害なのです。

3　悪質書き込みへの対処

3-1 ネット時代の法整備

⑴　さらし行為の違法性

人の個人情報や顔写真や氏名を、勝手にネットに掲載する行為の違法性を、肖像権侵害、プライバシー侵害、個人情報保護法違反、著作権侵害の観点から解説します。

まず第１に、肖像権侵害です。人が写った写真を無断でネットに載せること、勝手に公開することは、もちろん肖像権侵害です。しかし、違法ではありません。刑法には、肖像権侵害罪がありません。また、肖像権保護法などもありませんので、人の顔写真を勝手にネットに載せる行為を、法的に禁止することも、制限することも、罰則を与えることもできません。このような背景から、人々はSNSで勝手に人の顔写真をどんどん載せてしまっています。

第２に、プライバシー侵害です。他人の私生活上のことや人に知られたくないと思っていることを、無断でネットに書き込む行為は、プライバシー侵害です。しかし、プライバシー侵害は違法ではありません。なぜかと言うと、刑法にプライバシー侵害罪はありませんし、プライバシー保護法なる法律もありません。例え人の学歴・病歴・年収・女性問題、知られたくないと思っていることをどれだけネットに書き込もうとも、その行為を法的に禁止することも、制限することも、罰則を与えることもできません。

第３に、個人情報保護法違反です。人の住所や連絡先、実名をネットに書くのは、さすがに個人情報保護法違反ではないか、と気づいた方は勘がいいです。しかし、個人情報保護法違反ではありません。個人情報保護法が対象にしているのは事業者なのです。一般のネット利用者は対象外ですので、一般私人がネット掲示板に無断で個人情報を掲載しても違法にはなりません。例え、卒業生名簿を載せようとも、何万人の住所録をネットに載せようとも、その行為を禁止することも、制限することも、罰則を与えることもできないのです。

第４に、著作権侵害です。人が撮った写真を無断でネットに載せると著作権侵害になります。ただし、著作権法違反は親告罪ですので、被害者が刑事告訴しない限り犯罪としては成立

しません。そのまま放置されれば、それは犯罪として罰せられません。被害者が訴えない限り犯罪とならないのが、著作権法違反なのです。

このような危険な状態のインターネットを私たちは日常的に使っているのだということを知っていただきたいと思います。

⑵ プロバイダ責任制限法

ネット上に書かれた悪質な書き込みに対処するための法律として、プロバイダ責任制限法があります。ネットの上での悪質書き込みの被害者が増えたことに対応して、2002年に施行されました。

プロバイダ責任制限法に基づき、ネット上の悪質書き込みに対して削除の要請ができるようになりました。被害者が削除を申請するための様式も用意されました。様式は誰でも簡単にダウンロードができ、送信防止措置、つまり書き込みの削除を依頼することができます。

法律ができました。手続きの様式も用意されました。手続きも整備されました。であれば、この法律に基づいて、誹謗中傷や、悪口や、根拠のない噂などを削除することができるのではないかと想像されるかもしれません。しかし、この手続きを踏んだとしても、削除される保障はありません。削除することは義務づけられていないからです。むしろ、単なる悪口やうわさ程度では、削除されないと思ってください。

被害者は、削除の申請はできます。削除申請を受けて、削除するか否かを判断するのはサービス事業者です。サービス事業者が調査して、削除するか否かを判断します。そのときの判断基準は、違法性です。明らかな違法性がある場合には、削除の対象になります。逆に、違法性を証明できない場合には、削除されません。

つまり、単なる悪口、噂、プライバシー侵害程度では削除されません。違法性を明らかにする法的な根拠がないからです。明らかな違法性というのは、名誉毀損罪や侮辱罪、他には、児童ポルノ、わいせつ物、リベンジポルノなど、違法であることを証明できる根拠となる法が必要です。明らかな違法性を証明することによって、削除が可能になるのです。ネット上の書き込みの削除は大変困難な状態であることが、おわかりになるかと思います。

⑶ サイトの常時監視

ネット上の書き込みの場の健全性を維持するのはサービス事業者側の責任だとお考えになる方もいると思います。駐車場でも、公園でも、そのサービスを提供する側には、そこで違法行為や危険行為が行われないようにする安全管理義務があるので、当然の感覚です。しかし、ネットには安全管理義務がありません。プロバイダ、サイト管理者、掲示板を扱っている掲示板の管理者に監視義務はないのです。

そんなバカなと思われるかもしれません。プロバイダ責任制限法を運営するためのガイドラインがあります。業界団体だけでなく、法務省も、このガイドラインに基づいて削除の要請をしています。そのガイドラインに、「プロバイダサイト管理者、掲示板管理者に監視義務はない」と明記されているのです。

インターネット上は、悪質書き込みに対して、法規制なし、監視義務なし、削除義務なしという危険な状態だということが、おわかりになるのではないかと思います。私たちは、いつ何時、被害者になるかもしれません。それがネット社会の危険性です。

私はインターネット使っていないから大丈夫、私はスマホを持っていないから大丈夫、なんてことは絶対にありません。自分自身がネットに書かなくても、他の人が書くのです。インターネットを使っていてもいなくても、スマホを持っていてもいなくても、そんなこととは無関係に被害者になる可能性があるのです。

3-2 悪質書き込みへの対処

⑴ 早期発見

悪質書き込みに対して、私たちはどう対処すべきなのでしょうか。ネット上の自分に対する誹謗中傷、悪口、陰口、根拠のない噂、人権侵害の書き込み、プライバシー侵害への対処は、まずは早期発見です。町内であれば、警察がパトロールで見廻ってくれているかもしれません。しかし、ネット上では誰もあなたの代わりに見廻ってくれません。一部の教育機関や教育員会では、児童生徒のために学校ネットパトロールが行われています。また、差別書き込みについて、ネット上のパトロール、すなわちモニタリングを実施している自治体もあります。しかし、通常は一般の方々のためには、誰もネットを監視していません。そのため、自分で行う早期発見が必要になります。

一般のネット利用者の方々にできる早期発見の方法を４つご紹介します。

まずネット検索です。自分の名前を入力してインターネットで検索するという方法です。ヤフーを使ってもよいですし、グーグルを使ってもよいです。この方法は、エゴサーチと言います。エゴサーチで、自分の名前が登場しているホームページをチェックすることができます。

私はインターネットなんか使っていないから、インターネット上に登場しているはずなんてないと思っている人がいるかもしれません。しかし、自分の名前なんか載っているはずがないと言っていた高齢者の方が自分の名前で検索した結果、自分の名前と顔写真が疎開の話とともにデカデカと掲載されているページを見付けてびっくりしていました。本人がインターネットやスマホを使っていなくても、どこかで名前や写真が使われているものです。エゴサーチをすることをおすすめします。

エゴサーチのときに、ついでにやっていただきたいのは、リアルタイム検索です。ヤフーの

画面では、検索ワードの入力欄の右に検索ボタンがあります。その入力欄のすぐ上にリアルタイムというメニューがあります。このリアルタイムをクリックして試してください。リアルタイム検索では、ツイッターやフェイスブックも対象になります。

先日、私もリアルタイム検索をしてみました。そうしたところ、ツイッターで私の名前をつぶやいている人を発見しました。ツイッターは匿名で使っている方が多いのですが、ご本人らしき顔写真と実名らしき名前が掲載されていました。そこで、早速その名前でネット検索をして調べてみると、すぐにわかりました。ツイッターに書き込んでいた方は、野田市の市議会議員さんでした。私が野田市で行った講演会に出席されていたようで、「講演会、大変勉強になりました」というお褒めの言葉をツイッターで書いてくださっていました。

このネット検索とリアルタイム検索は、毎日やる必要はありません。１ヶ月に１回くらい、お時間があるときにやられるとよいと思います。

また、自分の顔写真が悪用されているかもしれないと心配の方のためには、画像検索があります。画像検索はグーグルが持っている機能です。グーグル画面の上部に画像というメニューが出ます。この画像メニューを使うと、画像検索が可能になります。同じような画像をネット上で調べる検索です。類似画像検索ですので、完全一致だけでなく、似ている画像もネット上から探し出します。この方法で、もしも顔写真が悪用されていたら、発見することができます。

また、お仕事をされている方は、自分の会社名がネットの上に登場した時に監視することができます。グーグルにはグーグルアラートという機能があり、会社名などを登録しておくと、ネット上に現れたときに通知してくれます。

⑵　被害にあったなら

自分に対する誹謗中傷やプライバシー侵害などを発見したら、今度は対処しなくてはいけません。見なかったことにしよう、聞かなかったことにしようという対処は、被害を大きくします。ネット上の書き込みは、駅前の電信柱に中傷ビラを貼られているのと同じ状態なので、時間の経過とともに多くの人が見ることになるからです。たとえ書き込みの内容が嘘であったとしても、他の人は事情を知りませんから、本当のことだとして広まります。書き込みを見つけたら対処する必要があります。

悪質書き込みに対しては、それぞれの分野の人にできる対処があります。ネット利用者にできる対処、自治体にできる対処、法人・団体にできる対処、サービス事業者にできる対処、保護者にできる対処、警察にできる対処など、それぞれの分野の人にできる対処があります。

ネットの一般利用者にできる対処をお話しします。実は、ネット上の書き込みの削除は、非常に困難な作業になります。書いた本人が誰なのかがわかっていて、連絡先もわかっていて、連絡した結果、消してもらえたというケースは、とてもまれでありラッキーなケースです。

ネット上の悪口は、多くの場合、匿名で書かれるので、現実の対処は困難を極めます。

ネット上の書き込みは、壁に貼られたビラを剥がすようには簡単に消せません。なぜかというと、ネット上の書き込みの関係者は、一人だけではないからです。まず、書き込んだ本人がいます。そして、書き込んだ先の掲示板を運営している管理人がいます。ネット掲示板はネット利用者が誰でも開設できるので、一般利用者であることが多いです。その掲示板サービスを提供しているサービス事業者がいます。さらに、ネットに接続するために利用したインターネット接続サービス事業者、いわゆるプロバイダーがいます。ネット書き込みには、少なくともこれらの４者が絡んでいます。

さらに、書き込まれた内容に話題性があると、まとめサイトに転載されたりして拡散します。そうすると、転載した者と、転載先のサイトのサービス事業者が、拡散した数だけネズミ算的に増えています。これらの関係者を相手に、被害者個人が発信者の特定や削除の交渉をすることは、非常に困難なのです。

誹謗中傷を見つけたら、その掲示板で即座に反論、抗議すればよいと思われるかもしれません。これは、やってはいけない行為です。その掲示板上で反論や抗議をすると、相手は匿名をいいことに、さらに反論してきて、問題がさらに大きくなり、こじれたり炎上を招くことになります。決して、同じ土俵で戦わないことです。

また、ネット掲示板に削除依頼のフォームが用意されていることがあります。削除依頼フォームで正式に削除を申請することもお勧めできません。依頼内容がネットに公開されて同じように炎上を招くことになるため、削除依頼フォームを使うことも考えものです。削除依頼フォームを使っても、結局、相手は匿名でまた反撃をしてくるのです。

相手を脅かすつもりで、「通報します」とか「訴えます」という言葉を使うこともタブーです。このような言葉を使うと、サービス事業者側は、訴訟になることに備えて証拠保全に入ります。いっそう削除が難しくなってしまいます。悪質書き込みに対しては、同じ土俵では戦わないことです。

⑶　表示停止の措置

書き込みの削除は、まず難航すると思ってください。ネットで検索して得た知識で動くと、かえって問題が大きくなります。ネット人権侵害の専門家の助言を受けながら対処してください。ネット人権侵害の専門家は、法務省の人権擁護機関、すなわち法務局や地方法務局にいます。法務局の人権擁護機関に被害の申告をして、どのように対処すべきか助言を受けながら動いてください。

被害者からの削除依頼にプロバイダが応じない場合は、法務局がプロバイダに削除の要請を行います。良心的なサービス事業者は、法務局からの削除要請に応じるでしょう。しかし、削

除される保障はありません。法務局からの削除要請には強制力がないからです。強制力も罰則もないので、削除される保障はありません。

総務省の支援事業である違法・有害情報相談センターにも専門家がいます。誹謗中傷された書き込みをサイトで見つけたという相談や、ネット上に自分の名前を語った書き込みがあるという相談、削除依頼をどうしたらいいかわからないという相談に専門家が応じます。

また、会社関係の方で、顧問弁護士の方がいらっしゃる場合は、顧問弁護士に相談するのもよいかと思います。顧問弁護士がネットトラブルの専門家でなければ、ネットトラブルに詳しい方を紹介していただくとよいです。

先ほどから、消せない、消せないと否定的なことばかり申し上げてきましたが、確実に削除できる方法をご紹介します。それは裁判所からの削除仮処分命令です。裁判所に削除の仮処分を申し立てるのです。この方法が現在のところ最も強力で確実な削除方法です。

ただし、削除仮処分の手続きには、説明書や証明書などいくつもの書類を用意しなければなりません。裁判所での説明も必要になります。そして、裁判官は、申立人と相手方の双方の主張を聞き、命令書を判断をします。書類作成や裁判官への説明は弁護士に依頼するしかありません。

申立人の権利を侵害していると判断されると、削除仮処分命令が出されます。この仮処分命令書をサービス事業者に提示すれば、翌日か翌々日には削除されます。

期間が延びくこともありますが、通常であれば仮処分命令書を得るまでだいたい２週間が必要です。一方で、ネットの機能をもってすれば、２週間という時間は、拡散させるには十分すぎるほどの時間です。もしも、拡散してしまうと、また１件１件、同じ処理をしなければなりません。拡散した悪質書き込みを一括で削除する手続きはありません。被害者は圧倒的な不利ないたちごっこに追い込まれます。

また、損害賠償金額よりも裁判費用の方がはるかに多くかかります。およそ３倍はかかると思ってください。裁判費用には100万円くらいは覚悟しなくてはなりません。裁判費用がかかりますから、集団で訴訟した方が負担が軽くなります。ひとりで訴えた場合は、損害賠償金を得ても経済的にはマイナスになります。

発信者に刑罰を与えたければ刑事告訴、また発信者に損害賠償を求めたければ民事訴訟という方法もあります。刑事告訴の場合は、法律上で違法とする裏付けのないプライバシー侵害、肖像権侵害などは対象になりません。違法性があるとすると、名誉毀損罪、侮辱罪、脅迫罪などです。現実的には、名誉毀損や侮辱、脅迫を証明することにも困難が伴います。

刑事告訴で知っておいていただきたいことがあります。それは、刑法上の罰金が科せられたとしても、その罰金は一銭たりとも被害者の方には渡されないということです。罰金は国庫に入ります。刑事告訴では、被害者は蚊帳の外です。

金銭にはかえられないけども、心の傷に対して慰謝料を求めたいというときには、民事訴訟で損害賠償請求をすることになります。被害者は、刑事告訴と民事訴訟の両方を選ぶこともできますし、どちらか片方だけを選ぶこともできます。

民事訴訟の場合、立証責任は被害者が負います。そのため、被害者はネット上の書き込みをしっかりと保存しておかなければなりません。印刷して、日時や、書き込まれたサイトの名称、アドレスとともに記録しておく必要があります。

めでたく民事裁判で勝って、裁判所から損害賠償金の支払命令が出たとします。しかし、これで終わりではありません。加害者が「払わない」と言ったら、それまでです。損害賠償金を回収できません。裁判書の支払命令には強制力がないからです。

では、泣き寝入りしかないのかというと、次の段階の方法があります。それは、相手の財産を差し押さえて回収するという方法です。しかしながら、差し押さえるためには、また裁判所の手続きが必要になります。相手方の財産が、どこの銀行口座にいくらあるとか、どこにどんな資産があるかを明らかにしなければなりません。それらは個人情報ですので、銀行は教えてくれません。ということは、弁護士の力を借りることになり、差し押さえて回収するのにも、また弁護士費用がかかるということになります。これが損害賠償金の実態なのです。訴えてやると言うのは簡単ですが、被害者は茨の道に入るということを覚悟しないといけません。

ネット上の悪質書き込みが削除されていてもいなくても、検索サイトで検索をした時に、検索結果として表示されます。知っておくとよいことは、検索結果の表示を停止させることができるということです。表示停止の手続きはグーグル、ヤフーともに用意されています。もし書き込みの削除ができなくても、表示停止の手続きができます。検索結果の表示を停止できれば、被害の拡大を防止できます。

3-3 今後の課題

⑴ 被害者の救済

被害者の救済は大変難しい状況にあります。被害者の救済イコール書き込みの削除です。しかし、書き込みの削除をしようにも、プロバイダ責任制限法には削除義務がありませんし、悪質書き込みが多い２チャンネル掲示板では、書き込んだ本人でも消すことができません。

また、法務省からの削除依頼には強制力はありません。裁判所の仮処分命令を出してもらうためには手続き費用がかかります。その間に拡散したとしても、一括削除の手続きはありません。書き込んだ人間の特定は大変困難です。民事訴訟をしても、損害賠償金より裁判費用のほうが何倍もかかります。たとえ裁判所から支払命令が出ても強制力はありません。それに対して取り立ての強制執行をしようとすると、また裁判所の手続きや費用が必要になります。

仮に、これらの対処によって削除できたとしても、また書き込まれたら、また一からやり直

しになります。さらに、書き込んだ先のサーバーが国外にあった場合には、現地の言語で交渉しなければなりません。

これがインターネットの実態です。違法性の証明をする根拠の法が存在しない個人情報の書き込み、プライバシー、悪口を削除することは難しいのです。抜本的な解決には、法整備が必要です。悪質書き込みを削除できるように法整備がされなければ、被害者を救済することができません。

⑵ 法的整備

ネット社会では、悪質書き込みの削除だけでなく、様々な分野でも法整備が追いついていません。多くの法的な課題が残されています。例えば、一般利用者が個人情報を無断でネット掲載することに制限はありません。人に知られたくないプライバシー情報をさらしても刑罰はありません。流布、拡散した虚偽の情報を一括削除する手続きはありません。ネット上でのヘイトスピーチに法的規制はありません。

これらに対応する法整備がされるまでの間、私たちは、自分たちのことは自分たちで守らなくてはなりません。インターネットを安心して使えるようになる日は、まだまだ先のことです。ネットの危険を知らないままに使うということは、地雷が埋まった危険地帯で能天気にスキップしているようなものです。今日まで被害にあわなかったとしたら、それは単に運が良かったからに過ぎません。どこにどのような危険があるのかを知って使いたいものです。

⑶ 教育・啓発の推進

インターネットの利用者は、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。最も危険なことは、無知であることです。インターネットの全ての利用者が正しい知識を持つ必要があります。

今やインターネットは年齢、性別、職業に関係なく誰もが使う道具になりました。大人から子どもまで、誰もがインターネットの利用者になっています。すべての利用者が教育、研修、啓発の機会を利用して、正しい知識を身につけていただければと思います。

今日のハートフルセミナーで得た知識を、これからの仕事や生活の中で活かしていただくことを願っています。

平成28・29年度
人権啓発シリーズ集

平成30年７月

発　行　　（公財）高知県人権啓発センター
〒780-0870　高知県高知市本町４丁目1-37
TEL 088-821-4681　FAX 088-821-4440
印　刷　　川北印刷株式会社

人権は大きなこころ



こころん

高知県人権啓発センター
人権啓発マスコットキャラクター